

○浜松医科大学におけるGP及びGPAの取扱いに関する申合せ

(平成28年2月4日申合せ第3号)

(目的)

第1条 この申合せは、浜松医科大学医学部履修規程（平成16年規程第76号）第9条第6項に基づき、GP及びGPAについて必要な事項を定めるものとする。

(成績評価別GP)

第2条 成績評価別のGPは次のとおりとする。

成績評価 (和文)	成績評価 (英文)	GP (評点)
秀	S	4
優	A	3
良	B	2
可	C	1
不可	D	0

(GPAの種類と算出方法)

第3条 GPAは、当該学期における学修の状況及び成果を示す指標としてのGPA（以下「学期GPA」という。）並びに在学中における全期間の学習の状況及び成果を示す指標としてのGPA（以下「累計GPA」という。）の2種類とする。

2 学期GPA及び累計GPAの算出方法は、次に掲げるとおりとする。なお、算出した数値の小数点第3位以下は切り捨てるものとする。

(1) 学期GPA

$$\frac{(\text{当該学期の秀の単位数} \times 4 + \text{優の単位数} \times 3 + \text{良の単位数} \times 2 + \text{可の単位数} \times 1 + \text{不可の単位数} \times 0)}{\text{当該学期の総履修登録単位数}}$$

(2) 累計GPA

$$\frac{(\text{全期間の秀の単位数} \times 4 + \text{優の単位数} \times 3 + \text{良の単位数} \times 2 + \text{可の単位数} \times 1 + \text{不可の単位数} \times 0)}{\text{全期間の総履修登録単位数}}$$

(GPA対象除外の授業科目)

第4条 次に掲げる授業科目については、学期GPA及び累計GPAの対象授業科目から除くものとする。

- (1) 入学前の既修得単位等の認定に関する規程により認定した授業科目
- (2) 他の大学等において修得した単位等の認定に関する規程により認定した授業科目
- (3) 合格又は不合格の評語をもって評価を行う授業科目
(再履修した授業科目の取扱い)

第5条 不可と評価された授業科目で再履修により単位を修得した授業科目については、当該科目について過去に得た不可の評価及び単位数も履修登録単位数に加算するものとする。

(履修取消し)

第6条 定められた期間に履修登録を取り消すことができる。履修を取り消した科目はGPAには算入しない。

2 履修登録後に当該学期の休学の申し出があった場合は、原則として履修中の授業科目は履修を取り消すものとする。

(成績の開示)

第7条 各学期の成績、学期G P A及び累計G P Aは、ポータルサイトの学生カルテにて開示する。

附 則

- 1 この申合せは、平成28年4月1日から施行する。ただし、医学科にあつては、平成28年度の編入学生、看護学科にあつては、平成29年度までの編入学生を除く。
- 2 平成27年度以前のカリキュラムを履修する者については、なお従前の例による。